



議案第三十九号

町道大瀬本泉線美の田大橋（仮称）新設工事のうち上部工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり町道大瀬本泉線美の田大橋（仮称）新設工事のうち上部工事請負契約の締結についての議決（昭和五十七年六月十六日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十八年三月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十八年三月廿三日

原案可決

三朝町議会議長 名越典由

四 契約金額中「一〇三〇〇〇〇〇円」を「一〇三、一四一、八四八円」に改める。